

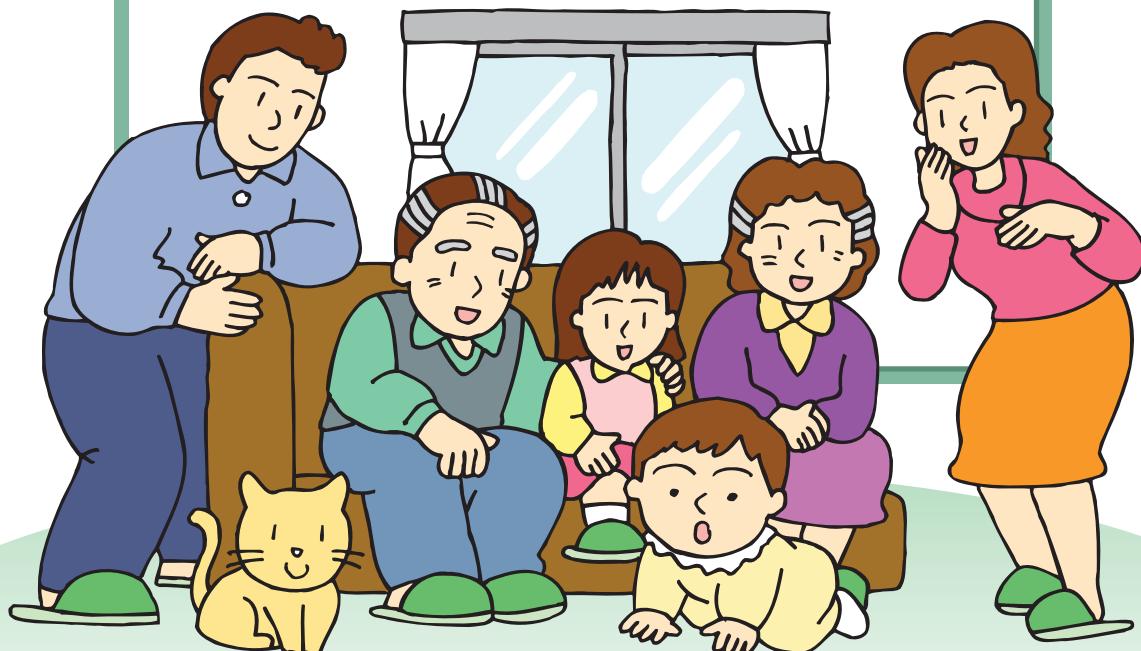
浅口市の国民保護

国民保護とは？

平成16年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が成立し、同年9月に施行されました。国民保護法では、国や地方公共団体の重要な役割である「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」を3つの柱として定めています。

浅口市では、国民保護法に基づき、武力攻撃や緊急対処事態等が発生した場合、住民のみなさまの生命、身体及び財産を保護するとともに、その被害や社会生活等に及ぼす影響を最小とするため、平成19年2月に「浅口市国民保護計画」を策定しました。

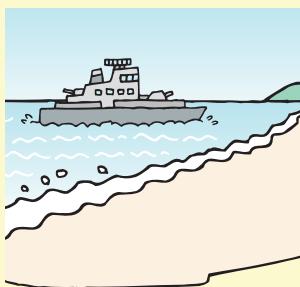
このリーフレットは、武力攻撃や緊急対処事態等の際に、どのように行動したらよいか、あるいは日頃からどのような準備が必要か、などについてお知らせするものです。



市の国民保護計画が対象とする事態

国民保護計画の対象には大きく分けて武力攻撃事態と緊急対処事態の二つがあります。

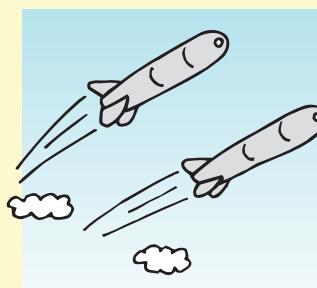
武力攻撃事態とは



着上陸侵攻



ゲリラや特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



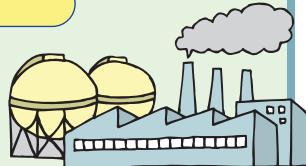
航空攻撃

緊急対処事態とは

攻撃対象施設等による分類

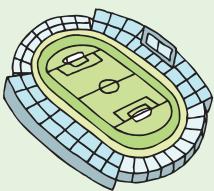
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- 原子力事業所等の破壊
- 石油コンビナート等の爆破など



多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破など



攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ダーティボム*等の爆発による放射能の拡散
- 化学剤・生物剤の大量散布など



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- 航空機等による自爆テロなど



* ダーティボム（汚い爆弾）：爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

警報が発令されたら

武力攻撃やテロなどの危険が迫り、又は発生した地域には、原則として同報系防災行政無線のサイレンや広報車等を使用して、みなさんに注意を呼びかけることとしています。

警報のながれ

住民や関係機関等への警報の通知・伝達

国
(対策本部)

岡山県
(対策本部)

その他の関係機関

浅口市
(対策本部)



住民

市の執行機関等



※警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達方法に基づき行うことにしてあります。

避難の指示が出されたら

避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。

避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

避難のしくみ



寄島地域では同報系防災行政無線等による伝達。
その他の地域では広報車等による伝達。

市・関係機関

避難誘導



事態発生

避難の指示

住民



※警報をはじめ、テレビ（CATV含む）やラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、
落ち着いて情報収集に務めましょう。

- 屋内への避難
屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合。

- 近隣の避難所施設への避難



- 市や県の区域を越えた遠方への避難



みんなの身の回りで急な爆発が起こったら

- ・とっさに姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。
- ・周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- ・その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。
- ・警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
- ・テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。



火災が発生した場合

- ・できる限り低い姿勢をとり、
急いで建物から出ましょう。
- ・口と鼻をハンカチなどで
覆いましょう。



瓦礫に閉じこめられた場合

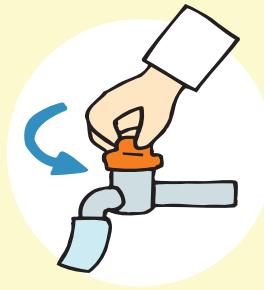
- ・明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。
- ・動き回って粉じんをかき立てないようにしましょう。
口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。
- ・自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩きましょう。
- ・粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段としましょう。



武力攻撃やテロなどが迫り、又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとるべき行動

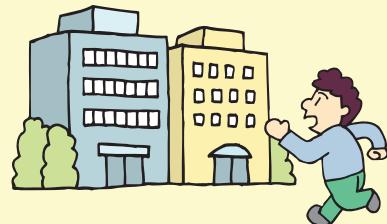
屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



屋外にいる場合

- 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。
(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って、キーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。)



みなさんに協力していただきたいこと

市は、国民保護法の規定により、国民の保護のための措置を行うために住民のみなさんに対し、必要な援助について協力を要請することがあります。協力要請は、住民のみなさんの自発的な意思にゆだねられるものであって、強制はいたしません。

この場合、要請を受けて協力する住民のみなさんの安全確保に十分に配慮するとともに、ご協力をいただいたことにより死亡・負傷した場合は、その損害を補償します。

※ 自然災害と同様に、住民の避難や被災者の救助などに際し、みなさんのご協力が不可欠です。みなさんのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

- 住民の避難や被災者の救援の援助
- 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助
- 保健衛生の確保に関する措置の援助
- 避難に関する訓練への参加



日頃からの備え

● 非常持ち出し品

携帯用飲料水、
食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)
パスポートや運転免許証、緊急用品、ヘルメット、
防災すきん、軍手(厚手の手袋)、懐中電灯、
衣類(セーター、ジャンパー類)、下着、毛布、
携帯ラジオ・予備電池、マッチ、
ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ)
使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、
筆記用具(ノート、えんぴつ)

小さな子ども
がいる家庭は

ミルク
紙おむつ
ほ乳びん

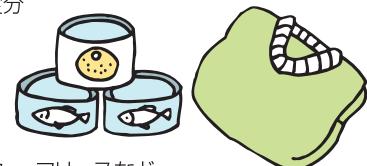


緊急用品として、外傷に対応できる各種用品、
常備薬などを備えておく。



● 数日間を自足できるようにするための

1人当たりの備蓄品(3日分が目安)
普段使っている物と同じ物を用意しておくと便利です。
飲料水 9リットル(3リットル×3日分)
ご飯(アルファ米*) 4~5食分
ビスケット 1~2箱
板チョコ 2~3枚
缶詰 2~3缶
下着 2~3組
衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど



*アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。



このマークは、国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章であり、そのデザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

● 浅口市国民保護計画についてのお問い合わせ

浅口市企画財政部 総務課 地域安全係

〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

TEL : 0865-44-7000 FAX : 0865-44-5771

<http://www.city.asakuchi.okayama.jp/>